

## ○議案第29号 守口市消費生活センター条例の一部を改正する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、さきほどの議案第25号及び議案第27号と同様、新庁舎内に消費生活センターを置くため、位置を改めるとともに、消費者安全法の改正に伴い、同センターの組織及び運営等に関する事項等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。